

# 障害者自立支援給付支払等システムについて

平成22年2月22日

社会・援護局 障害保健福祉部企画課

## 〔目次〕

1. 今後の主なスケジュールについて…………… 1
2. 平成22年4月制度改正等へのシステム対応について…………… 3
3. 障害児施設給付費支払事務の委託について……………5
4. 暫定「警告」の移行と減少に向けた取組みについて……………7

# 1 今後の主なスケジュールについて

**支払等システム関係の今後のスケジュール**

※現段階で想定されるスケジュールを整理したもの

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
国	<p>○10日 インタフェース案(平成22年4月版)の提示</p> <p>○10日 算定構造案(平成22年4月版)の提示</p> <p>○22日 全国担当者会議</p>		<p>○平成22年4月制度改正 ・利用者負担の更なる軽減等</p>				
都道府県	<p>→</p> <p>都道府県システムの改修</p>						
市町村	<p>→</p> <p>利用者負担の軽減措置に伴う新たな負担上限額の決定等</p>						
中央会	<p>→</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">支払等システムの改修</div>		<p>○11日 簡易入力システム(改訂版)リリース</p> <p>○20日 連合会システムリリース(台帳関係)</p> <p>○30日 連合会システムリリース(支払等関係)</p>				
連合会						<p>→</p> <p>暫定「警告」扱いとなっているものの一部について、順次エラーへと移行</p>	
事業者							

## 2 平成22年4月制度改革へのシステム対応 について

## 利用者負担の軽減措置に伴う受給者データの入力について

- 平成22年4月より実施する利用者負担の軽減措置については、既に全国厚生労働関係部局長会議における説明等により周知を図ったところ。
  - 市町村においては、負担上限月額が変更となる利用者については、定められた期限までに受給者異動連絡票情報を国保連合会へ提出する必要がある。
  - 当該事務量が多い自治体もあるが4月に向けて慰労なきようよろしくお願いいたします。
- ※当該措置に係るシステム上での対応については、既に事務連絡により①インタフェースの取扱い(変更は行わないこと)、②入力に当たっての留意事項等(参考参照)についてお知らせしたところ。
- また、利用者負担の軽減措置に伴い高額障害福祉サービス費の計算方法も一部変更となるため、現在、国保中央会において必要なシステム改修を行っているところである。

(参考:平成22年2月8日付け事務連絡)

○利用者負担の軽減措置に伴うQ & A (システム関係)

(問1)平成22年4月より低所得(市町村民税非課税)の障害者等につき、障害福祉サービスに係る利用者負担が無料となることにより、受給者異動連絡票情報(基本情報)の所得区分コード「02:低所得1」「03:低所得2」の設定はどのように行うべきか。

(答)今般の軽減措置により、所得区分においては「低所得1」「低所得2」の区別がなくなる(低所得のみとなる)が、市町村におけるシステム改修を考慮し、インタフェースについては、現行のままとしている。

このため、低所得の障害者等に係る「02:低所得1」「03:低所得2」の設定については、市町村における入力事務を考慮し設定のルールを原則として以下のとおりとする。

- ① 現在の受給者については、平成22年4月以降も現行の区分のままで可とする。
- ② 平成22年4月以降の新規受給者のうち低所得の者(もしくは平成22年3月までの受給者のうち、4月以降所得の変動により新たに低所得となる者)については、原則として「02:低所得1」として設定することとする。

ただし、上記のルールは、あくまで各市町村においてシステムに係る事務が混乱しないために基本ルールをお示しするものであるため、「低所得」の範囲内であれば、市町村の判断で上記と異なる設定を行うことも差し支えない。

(問2)現在、共同生活住居入居者又は施設入所者で所得段階区分が低所得1及び2(市町村民税非課税世帯)の方について個別減免を適用した場合、障害者自立支援給付支払等システムを受給者基本情報において「2:有り」として減免後の負担上限月額を入力し国保連データ伝送しているが、今回の利用者負担軽減措置の実施により、平成22年4月1日以降市町村民税非課税世帯の方は全て負担上限月額が0円となることで、個別減免の適用を行わず負担上限月額が0円となることに伴い、現在個別減免を適用して既に負担上限月額が0円の方についても、個別減免の適用を「1:無し」にする必要がありますか。それとも個別減免の適用を「2:有り」のままにしても特段支障はないでしょうか。

(答)今般の軽減措置に伴う個別減免の有無に関する情報については、市町村における入力業務を考慮し、現在の受給者のうち個別減免の適用を受けている者については、平成22年4月の時点では「2:有り」のままとし、その後連合会へ受給者異動連絡票情報を送付する必要がある受給者より順次「1:無し」として送付する方法で差し支えない。

### 3 障害児施設給付費支払事務の委託について

## 障害児施設給付費支払事務の委託について

- 障害児施設給付費は、平成20年10月より国保連合会における支払事務を開始。
- 開始時期が介護給付費等の支払事務開始時より1年遅れたこと、介護給付費等と比較して取扱件数が少ないこと等から、開始当初は委託を行わない自治体も多かった。
- しかしながら、国保連合会における支払事務を開始して1年余が経過し、制度改正時の対応が円滑に行えること等から、委託する自治体数も増えている状況。
- 未委託の自治体におかれては、委託へ向けて検討していただくようお願いしたい。

### (参考) 障害児施設給付費の委託状況

※平成20年10月開始時:

66自治体中33自治体が委託

→平成22年4月(予定を含む.):

67自治体中43自治体が委託

(平成22年2月1日現在)

※○・・・委託あり    ×・・・委託なし    △・・・22年4月より委託予定

(都道府県)		委託状況	(都道府県)		委託状況
1	北海道	○	40	福岡県	○
2	青森県	○	41	佐賀県	×
3	岩手県	○	42	長崎県	×
4	宮城県	○	43	熊本県	×
5	秋田県	○	44	大分県	×
6	山形県	×	45	宮崎県	×
7	福島県	○	46	鹿児島県	×
8	茨城県	○	47	沖縄県	×
9	栃木県	○	(政令市・児相設置市)		委託状況
10	群馬県	○	48	札幌市	×
11	埼玉県	○	49	仙台市	○
12	千葉県	○	50	さいたま市	○
13	東京都	○	51	千葉市	×
14	神奈川県	○	52	横浜市	○
15	新潟県	×	53	川崎市	○
16	富山県	○	54	新潟市	×
17	石川県	×	55	静岡市	○
18	福井県	○	56	浜松市	△
19	山梨県	○	57	名古屋市	×
20	長野県	○	58	京都市	○
21	岐阜県	×	59	大阪市	○
22	静岡県	○	60	堺市	○
23	愛知県	×	61	神戸市	×
24	三重県	○	62	岡山市	×
25	滋賀県	○	63	広島市	○
26	京都府	○	64	北九州市	○
27	大阪府	○	65	福岡市	○
28	兵庫県	○	66	金沢市	×
29	奈良県	○	67	横須賀市	○
30	和歌山県	○			
31	鳥取県	○			
32	島根県	○			
33	岡山県	×			
34	広島県	○			
35	山口県	○			
36	徳島県	×			
37	香川県	×			
38	愛媛県	×			
39	高知県	×			



## 4 暫定「警告」の移行と減少に向けた取組み について

## ○暫定「警告」の移行について

- 障害者自立支援給付支払等システムの点検時において、台帳情報と請求情報の不整合について、暫定的に「エラー」とせず、「警告」として、点検を市町村に委ねていた項目がありますが、この「警告」については、都道府県、市町村の台帳を整備したうえで、平成22年度において「エラー」へ移行していくこととして既にお知らせしているところ。
- このため、平成22年7月請求時(6月サービス提供分)より段階的に移行していくこととするが、スケジュール等については以下のとおり考えているため、台帳整備が遅れている自治体におかれては、スケジュールに間に合うように台帳の整備を行われたい。

### 【移行のスケジュール等】

- 第1段階……平成22年7月請求時(6月サービス提供分)より移行。  
移行する項目(確定)は、参考資料1のとおり。

● 第2段階…平成22年度中

● 第3段階…平成22年度中

} 移行する具体的な時期・項目については検討中

# 「エラー」へ移行予定の「警告」コード一覧(第一段階)

参考資料1

No.	エラーコード	エラーメッセージ	対象業務			参照台帳			エラー件数(障害福祉)				エラー件数(障害児施設)				エラー件数(地域生活)			
			障害者	障害児	地域生活	市町村	事業所	受給者	12月受付	11月受付	10月受付	9月受付	12月受付	11月受付	10月受付	9月受付	12月受付	11月受付	10月受付	9月受付
1	EE40	※受付:請求された回数はサービスの算定回数を超えています	○	○					21	21	23	29	0	0	0	0	0	0	0	0
2	EE80	※受付:請求回数は当該月の日から算定回数を引いた日数を超過	○	○					10	16	9	15	0	0	0	0	0	0	0	0
3	EJ20	※受付:請求金額が明細合計と一致しません	○						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	EJ67	※受付:件数が明細情報のレコード件数と一致しません	○						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	EK25	※受付:サービス提供量が短期入所サービス費の回数を超過	○						8	12	7	6	0	0	0	0	0	0	0	0
6	EN01	※資格:自治体助成分請求額の計算値が不正です	○	○		○		○	177	204	192	203	0	0	0	0	0	0	0	0
7	EN12	※資格:特定障害者特別給付費・給付費請求額が実費算定額を超過	○						1	1	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0
8	EN13	※資格:特定入所障害児食費等給付費・給付費請求額が算定額超過		○					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	PA04	※受付:短期滞在家算の算定要件を満たしていません	○			○			2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
10	PA06	※受付:自立生活支援加算の算定要件を満たしていません	○			○			1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	PA07	※受付:自活訓練加算の算定要件を満たしていません	○			○			3	13	21	12	0	0	0	0	0	0	0	0
12	PA09	※受付:視覚・聴覚等障害者支援加算算定要件を満たしていません	○			○			10	64	78	75	0	0	0	0	0	0	0	0
13	PA10	※受付:看護師加算の算定要件を満たしていません	○			○			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	PA13	※受付:精神障害者退院支援施設加算算定要件を満たしていません	○			○			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	PA14	※受付:標準利用期間超過減算の請求ではありません	○			○			90	93	142	156	0	0	0	0	0	0	0	0
16	PA15	※受付:就労移行支援体制加算の算定要件を満たしていません	○			○			56	43	64	77	0	0	0	0	0	0	0	0
17	PA16	※受付:目標工賃達成加算の算定要件を満たしていません	○			○			83	117	675	515	0	0	0	0	0	0	0	0
18	PA17	※受付:重度障害者支援加算の算定要件を満たしていません	○			○			219	107	4	17	0	0	0	0	0	0	0	0
19	PA19	※受付:神経内科医加算の算定要件を満たしていません	○			○			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	PA20	※受付:強度行動障害者特別支援加算算定要件を満たしていません	○			○			0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
21	PA21	※受付:小規模事業加算の算定要件を満たしていません	○			○			10	7	4	10	0	0	0	0	0	0	0	0
22	PA27	※受付:経過的居宅介護利用区分の算定要件を満たしていません	○			○			1	4	6	8	0	0	0	0	0	0	0	0
23	PA29	※受付:自立訓練(訪問型)の算定要件を満たしていません	○			○			1	6	6	9	0	0	0	0	0	0	0	0
24	PA32	※受付:重度重複障害者加算の算定要件を満たしていません	○			○			13	38	23	20	0	0	0	0	0	0	0	0
25	PA34	※受付:重度障害者支援体制加算の算定要件を満たしていません	○			○			105	86	50	51	0	0	0	0	0	0	0	0
26	PA35	※受付:基準該当事業所ではありません	○			○			37	67	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	PA63	※受付:サービス管理責任者等欠員の請求ではありません	○			○			22	110	7	41	0	0	0	0	0	0	0	0
28	PA64	※受付:夜勤従業者欠員の請求ではありません	○			○			42	41	42	42	0	0	0	0	0	0	0	0
29	PA65	※受付:新事業移行時特別加算の算定可能回数を超えています	○			○			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	PA66	※受付:リハビリテーション加算の算定要件を満たしていません	○			○			169	75	4	9	0	0	0	0	0	0	0	0
31	PA67	※受付:福祉専門職員配置等加算の算定要件を満たしていません	○			○			670	598	611	801	0	0	0	0	0	0	0	0
32	PA68	※受付:特定事業所加算の算定要件を満たしていません	○			○			474	393	300	379	0	0	0	0	0	0	0	0
33	PA70	※受付:地域生活移行個別支援加算の算定要件を満たしていません	○			○			3	3	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0
34	PA71	※受付:夜間看護体制加算の算定要件を満たしていません	○			○			0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
35	PA73	※受付:指導員加配加算の算定要件を満たしていません	○			○			72	80	237	168	0	0	0	0	0	0	0	0
36	PA74	※受付:通勤者生活支援加算の算定要件を満たしていません	○			○			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	PA75	※受付:就労移行支援体制加算の算定要件を満たしていません	○			○			57	152	140	165	0	0	0	0	0	0	0	0
38	PA76	※受付:就労支援関係研修修了加算の算定要件を満たしていません	○			○			226	172	57	33	0	0	0	0	0	0	0	0
39	PA77	※受付:重度者支援体制加算の算定要件を満たしていません	○			○			77	83	66	108	0	0	0	0	0	0	0	0
40	PA78	※受付:目標工賃達成指導員配置加算の算定要件を満たしていません	○			○			164	145	86	195	0	0	0	0	0	0	0	0
41	PA79	※受付:単独型加算の算定要件を満たしていません	○			○			17	19	44	45	0	0	0	0	0	0	0	0
42	PA83	※受付:療養食加算の算定可能回数を超えています	○			○			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

次ページへ続く

前ページから続き

No.	エラーコード	エラーメッセージ	対象業務			参照台帳			エラー件数(障害福祉)				エラー件数(障害児施設)				エラー件数(地域生活)						
			障害者	障害児	地域生活	市町村	事業所	受給者	12月受付	11月受付	10月受付	9月受付	12月受付	11月受付	10月受付	9月受付	12月受付	11月受付	10月受付	9月受付			
43	PA84	※受付:療養食加算の算定要件を満たしていません	○				○			9	19	8	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44	PA86	※受付:地域移行支援体制強化加算の算定要件を満たしていません	○				○			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45	PA88	※受付:視覚障害者専門訓練の算定要件を満たしていません	○				○			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46	PA90	※受付:事業運営安定化の算定要件を満たしていません	○	○			○			492	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47	PJ12	※受付:強度行動障害児特別支援加算の要件を満たしていません		○			○			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
48	PJ13	※受付:自活訓練加算の算定要件を満たしていません		○			○			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
49	PJ18	※受付:重度肢体不自由児支援加算の算定要件を満たしていません		○			○			0	0	0	0	29	31	35	33	0	0	0	0	0	0
50	PJ38	※受付:福祉専門職員配置等加算の算定要件を満たしていません		○			○			0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0
51	PS01	※受付:身体介護-1・2級ヘルパー等時間数が合計不一致	○							160	138	140	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
52	PS02	※受付:身体介護-3級ヘルパー等時間数が合計不一致	○							0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
53	PS03	※受付:身体介護-重度訪問介護研修終了者が合計不一致	○							0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
54	PS04	※受付:身体介護-合計・算定時間数計の計算値が不正です	○							20	17	15	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
55	PS05	※受付:通院介護(伴う)1・2級ヘルパー等時間数が合計不一致	○							32	21	20	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
56	PS06	※受付:通院介護(伴う)3級ヘルパー等時間数が合計不一致	○							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
57	PS07	※受付:通院介護(伴う)重度訪問介護研修終了者が合計不一致	○							0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
58	PS08	※受付:通院介護(伴う)合計・算定時間数計の計算値が不正です	○							9	9	11	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
59	PS09	※受付:家事援助-1・2級ヘルパー等時間数が合計不一致	○							104	57	61	65	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60	PS10	※受付:家事援助-3級ヘルパー等時間数が合計不一致	○							1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
61	PS11	※受付:家事援助-合計・算定時間数計の計算値が不正です	○							59	54	43	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
62	PS12	※受付:通院介護(伴う)1・2級ヘルパー等時間数が合計不一致	○							14	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
63	PS13	※受付:通院介護(伴う)3級ヘルパー等時間数が合計不一致	○							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
64	PS14	※受付:通院介護(伴う)合計・算定時間数計の計算値が不正です	○							0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65	PS15	※受付:通院等乗降介助-1・2級ヘルパー等実績回数合計不一致	○							2	1	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
66	PS16	※受付:通院等乗降介助-3級ヘルパー等実績回数が合計不一致	○							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
67	PS17	※受付:通院等乗降介助-合計・算定回数計の計算値が不正です	○							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
68	PS18	※受付:移動介護分が明細合計と一致しません	○							201	236	242	234	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
69	PS19	※受付:送迎加算が明細合計と一致しません	○							1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70	PS20	※受付:家庭連携加算(回)(サービス提供回数)明細件数不一致	○	○						0	1	0	0	0	19	1	2	0	0	0	0	0	0
71	PS21	※受付:家庭連携加算(回)(算定回数)が明細件数不一致	○	○						0	0	0	1	19	1	2	0	0	0	0	0	0	0
72	PS22	※受付:算定日数(日)が明細合計と一致しません	○							6	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
73	PS23	※受付:夜間支援体制加算(回)が明細合計と一致しません	○							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
74	PS24	※受付:日中支援加算(サービス提供回数)が合計不一致	○							0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75	PS25	※受付:日中支援加算(算定回数)が合計不一致	○							0	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
76	PS29	※受付:開始時間と終了時間の関係が不正です	○	○						1,027	1,109	1,196	1,452	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
77	PS31	※受付:前月からの継続サービスが月初に設定されていません	○							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
78	PS32	※受付:運転の設定が出来ないサービスです	○							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
79	PS34	※受付:自立生活支援加算(回)が明細合計と一致しません	○							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
80	PS35	※受付:帰宅支援加算(回)が明細合計と一致しません	○							0	6	10	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
81	PS36	※受付:自活訓練加算(回)が明細合計と一致しません	○	○						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
82	PS37	※受付:通院等乗降介助で乗降(回数)がゼロ(0)は不正です	○							27	31	34	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
83	PS41	※受付:入院・外泊時加算が明細合計と一致しません	○	○						3	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
84	PS42	※受付:入院時支援特別加算が明細合計と一致しません	○	○						4	5	8	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

前ページから続き

No.	エラーコード	エラーメッセージ	対象業務			参照台帳			エラー件数(障害福祉)				エラー件数(障害児施設)				エラー件数(地域生活)			
			障害者	障害児	地域生活	市町村	事業所	受給者	12月受付	11月受付	10月受付	9月受付	12月受付	11月受付	10月受付	9月受付	12月受付	11月受付	10月受付	9月受付
85	PS43	※受付:実費算定の合計・朝食が明細合計と一致しません	○	○					0	3	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0
86	PS44	※受付:実費算定の合計・昼食が明細合計と一致しません	○	○					4	3	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0
87	PS45	※受付:実費算定の合計・夕食が明細合計と一致しません	○	○					1	4	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0
88	PS46	※受付:実費算定の合計・光熱水費の計算値が不正です	○	○					27	28	39	71	0	0	0	0	0	0	0	0
89	PS52	※受付:訪問支援加算(回)(サービス提供回数)明細件数不一致	○	○					14	17	16	20	2	0	0	0	0	0	0	0
90	PS53	※受付:訪問支援加算(回)(算定回数)明細合計と一致しません	○	○					31	7	5	9	2	0	0	0	0	0	0	0
91	PS54	※受付:食事提供加算(回)が明細合計と一致しません	○	○					122	41	90	32	0	0	0	1	0	0	0	0
92	PS57	※受付:食費の単価が毎食毎と一日単位、双方に設定されています	○	○					31	29	31	33	0	0	0	0	0	0	0	0
93	PS58	※受付:光熱水費の単価が一日、一月、双方とも設定されています	○	○					2	4	12	6	1	1	1	1	0	0	0	0
94	PS59	※受付:乗降(回数)が算定できないサービスです	○						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
95	PS60	※受付:施設外支援 当月(日)が明細合計と一致しません	○						3	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
96	PS61	※受付:算定時間数計が明細合計と一致しません	○						170	200	183	164	0	0	0	0	0	0	0	0
97	PS62	※受付:通所型(回)が明細合計と一致しません	○						6	4	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0
98	PS63	※受付:施設外支援 当月が施設外支援 累計を超えています	○						487	517	474	409	0	0	0	0	0	0	0	0
99	PS68	※受付:短期滞在加算(回)が明細合計と一致しません	○						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100	PS69	※受付:派遣人数が0(ゼロ)は不正です	○						0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0
101	PS70	※受付:行動支援-1・2級ヘルパー等時間数が合計不一致	○						13	13	14	13	0	0	0	0	0	0	0	0
102	PS71	※受付:行動支援-減算時間数が合計不一致	○						0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
103	PS72	※受付:行動支援-合計・算定時間数計の計算値が不正です	○						2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
104	PS91	※受付:訪問訓練対象外の事業所です	○			○			1	10	14	29	0	0	0	0	0	0	0	0
105	PS92	※受付:自活訓練加算対象外の事業所です	○	○		○			3	6	24	9	0	0	0	0	0	0	0	0
106	PS93	※受付:食事提供加算対象外の事業所です	○			○			129	179	361	228	0	0	0	0	0	0	0	0
107	PT01	※受付:重度訪問介護集計欄・第1時間帯早朝が明細合計と不一致	○						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
108	PT02	※受付:重度訪問介護集計欄・第1時間帯日中が明細合計と不一致	○						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
109	PT03	※受付:重度訪問介護集計欄・第1時間帯夜間が明細合計と不一致	○						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
110	PT04	※受付:重度訪問介護集計欄・第1時間帯深夜が明細合計と不一致	○						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
111	PT05	※受付:重度訪問介護集計欄・第2時間帯早朝が明細合計と不一致	○						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
112	PT06	※受付:重度訪問介護集計欄・第2時間帯日中が明細合計と不一致	○						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
113	PT07	※受付:重度訪問介護集計欄・第2時間帯夜間が明細合計と不一致	○						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
114	PT08	※受付:重度訪問介護集計欄・第2時間帯深夜が明細合計と不一致	○						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
115	PT09	※受付:重度訪問介護集計欄・第3時間帯早朝が明細合計と不一致	○						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
116	PT10	※受付:重度訪問介護集計欄・第3時間帯日中が明細合計と不一致	○						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
117	PT11	※受付:重度訪問介護集計欄・第3時間帯夜間が明細合計と不一致	○						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
118	PT12	※受付:重度訪問介護集計欄・第3時間帯深夜が明細合計と不一致	○						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
119	PT13	※受付:重度訪問介護集計欄・第4時間帯早朝が明細合計と不一致	○						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
120	PT14	※受付:重度訪問介護集計欄・第4時間帯日中が明細合計と不一致	○						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
121	PT15	※受付:重度訪問介護集計欄・第4時間帯夜間が明細合計と不一致	○						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
122	PT16	※受付:重度訪問介護集計欄・第4時間帯深夜が明細合計と不一致	○						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
123	PT17	※受付:重度訪問介護集計欄・第5時間帯早朝が明細合計と不一致	○						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
124	PT18	※受付:重度訪問介護集計欄・第5時間帯日中が明細合計と不一致	○						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
125	PT19	※受付:重度訪問介護集計欄・第5時間帯夜間が明細合計と不一致	○						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
126	PT20	※受付:重度訪問介護集計欄・第5時間帯深夜が明細合計と不一致	○						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
127	PT21	※受付:重度訪問介護集計欄・第6時間帯早朝が明細合計と不一致	○						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
128	PT22	※受付:重度訪問介護集計欄・第6時間帯日中が明細合計と不一致	○						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
129	PT23	※受付:重度訪問介護集計欄・第6時間帯夜間が明細合計と不一致	○						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

次ページへ続く

前ページから続き

No.	エラーコード	エラーメッセージ	対象業務			参照台帳			エラー件数(障害福祉)				エラー件数(障害児施設)				エラー件数(地域生活)			
			障害者	障害児	地域生活	市町村	事業所	受給者	12月受付	11月受付	10月受付	9月受付	12月受付	11月受付	10月受付	9月受付	12月受付	11月受付	10月受付	9月受付
130	PT24	※受付:重度訪問介護集計欄・第6時間帯深夜が明細合計と不一致	○						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
131	PT35	※受付:日付の値が不正です	○	○					0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
132	PT40	※受付:食費の単価 朝食が正しく設定されていません	○	○					18	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
133	PT41	※受付:食費の単価 昼食が正しく設定されていません	○	○					18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
134	PT42	※受付:食費の単価 夕食が正しく設定されていません	○	○					20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
135	PT43	※受付:食事提供加算時の提供形態が正しくありません	○						27	13	20	70	0	0	0	0	0	0	0	
136	PT45	※受付:退所時特別支援加算の算定が不正です	○						45	11	16	11	0	0	0	0	0	0	0	
137	PT56	※受付:送迎加算 往設定時に開始時間が設定されていません	○						0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
138	PT57	※受付:送迎加算 往設定時に終了時間が設定されていません	○						0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
139	PT58	※受付:送迎加算 復設定時に開始時間が設定されていません	○						1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
140	PT59	※受付:送迎加算 復設定時に終了時間が設定されていません	○						1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
141	PT62	※受付:入院時支援特別加算(算定回数)が不正です	○	○					43	54	37	64	2	2	2	10	0	0	0	
142	PT66	※受付:送迎加算 往設定時に家庭連携加算が設定されています	○						3	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	
143	PT67	※受付:送迎加算往設定時に訪問支援特別加算が設定されています	○						0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
144	PT68	※受付:送迎加算復設定時に家庭連携加算が設定されています	○						2	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	
145	PT69	※受付:送迎加算復設定時に訪問支援特別加算が設定されています	○						0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
146	PT70	※受付:家庭連携加算算定で訪問支援特別加算が設定されています	○	○					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
147	PT72	※受付:移動の値が不正です	○						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
148	PT77	※受付:提供形態「訪問型」では開始時間が必須です	○						14	14	13	14	0	0	0	0	0	0	0	
149	PT78	※受付:提供形態「訪問型」では終了時間が必須です	○						14	14	13	14	0	0	0	0	0	0	0	
150	PT81	※受付:視覚障害者専門訓練対象外の事業所です	○				○		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
151	PT82	※受付:夜間防災体制加算対象外の事業所です	○				○		85	69	83	90	0	0	0	0	0	0	0	
152	PT83	※受付:夜間防災体制加算(回)が明細合計と一致しません	○						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
153	PT84	※受付:送迎加算 往設定時に欠席時対応加算が設定されています	○						0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
154	PT85	※受付:送迎加算 復設定時に欠席時対応加算が設定されています	○						1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
155	PT86	※受付:短期滞在加算の算定が不正です	○						0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	
総計			150	31	0	1	44	1	6,350	6,255	6,175	6,602	74	36	44	47	0	0	0	

(参考)

## 警告発生事例集

平成22年2月22日

第1段階で「警告」→「エラー」とするもののうち、件数が多く発生しているものについて、事業所における入力時の留意事項をまとめたので、件数の多い都道府県においては活用されたい。

# PS29・・・開始時間と終了時間の関係が不正です

## 【対象サービス】

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイ、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、旧法施設支援(通所)、障害児施設支援(通所)

(考えられる原因)

サービス提供実績記録票にサービス提供時間の開始時間もしくは終了時間の入力がない

例:簡易入力システム【居宅介護サービス提供実績記録票】入力画面

実績情報						合計							
No.	日付	回数	サービス内容	運転	ヘルパー資格	内訳(適用単価別)				算定時間数計			
	1日(月)	回	身体		1・2級等	100%	90%	70%	重訪	時間	乗降		
サービス提供時間	提供時間数	派遣人数	前月からの継続サービス										
開始時間 終了時間	分数 乗降	人数											
10:00 11:30	90分 回	1人											
備考													
選択	No.	提供通番	日付	回数	サービス内容	運転	ヘルパー資格	サービス提供時間	提供時間数	算定時間数	派遣人数	前月継続サービス	備考
								開始時間 終了時間	分数 乗降	時間 乗降			

削除

戻る

明細追加

明細修正

明細削除

明細クリア

入力漏れがないよう確認する

現状の国保連合会の点検においては「警告」としているが、平成22年7月点検時より、「エラー」とするため、市町村審査において実績記録票と請求明細書の不一致により、対象の請求明細書も「返戻」となり、事業所へ支払いされない可能性がある。



PA67・・・福祉専門職員配置等加算の算定要件を満たしていません

【対象サービス】

療養介護、生活介護、児童デイ、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助

PA68・・・特定事業所加算の算定要件を満たしていません

【対象サービス】

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、相談支援

(考えられる原因)

加算についての体制の届出書を都道府県に提出前に加算の請求をしている

対応策

加算についての体制の届出書(様式例については次ページの参考資料参照)が、都道府県に提出されているか確認し、提出されていない場合は、都道府県に提出する。

上記以外の加算についても、国保連合会の点検結果が「加算の算定要件を満たしていない」という場合には、都道府県に届出書が提出されていないことが考えられるため、上記と同様に確認をお願いします。

現状の国保連合会の点検においては「警告」としているが、平成22年7月点検時より、「エラー」とするため、請求明細書が「返戻」となり、事業所へ支払いされない。

(参考:平成21年3月13日付け事務連絡「平成21年4月からの新規加算の体制届出書について」の様式例より抜粋)

平成 年 月 日

特定事業所加算に係る届出書(居宅介護事業所)

事業所名	異動区分	① 新規 ② 変更 ③ 終了
届出項目	① 特定事業所加算(Ⅰ) ② 特定事業所加算(Ⅱ) ③ 特定事業所加算(Ⅲ)	

[ 体制要件 ]

① 個別の居宅介護従業者に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修を実施している又は実施することが予定されている。 有・無

② 居宅介護従業者の技術指導等を目的とした会議を定期的に開催している。 有・無

③ サービス提供責任者と居宅介護従業者との間の情報伝達及び報告体制を整備している。 有・無

④ 居宅介護従業者に対する健康診断の定期的な実施体制を整備している。 有・無

⑤ 緊急時等における対応方法を利用者に明示している。 有・無

⑥ 新規に採用したすべての居宅介護従業者に対し、熟練した居宅介護従業者の同行による研修を実施している。 有・無

[ 人材要件 ]

① 居宅介護従業者に関する要件について  
下表の(1)については必ず記載すること。(2)・(3)・(4)についてはいずれかを記載すること可。

	常勤換算 職員数	サービス 提供時間	
(1) 居宅介護従業者の総数	人	時間	
(2) (1)のうち介護福祉士の総数	人	時間	→ (1)に占める(2)の割合が30%以上
(3) (1)のうち介護福祉士、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の総数	人	時間	→ (1)に占める(3)の割合が60%以上
(4) 前年度又は前3月の期間におけるサービス提供時間のうち、常勤の居宅介護従業者によるサービス提供の総時間数	時間	時間	→ (1)に占める(4)の割合が40%以上

② サービス提供責任者に関する要件について

すべてのサービス提供責任者が3年以上の介護等の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者である 有・無

月延べサービス提供時間	時間	居宅介護従業者の数	人
		職員数	常勤換算職員数
サービス提供責任者	常勤	人	人
	非常勤	人	人

[ 重度障害者対応要件 ]

前年度又は前3月の期間における利用者(障害児を除く)の総数のうち、障害程度区分5以上である者の占める割合が30%以上 有・無

備考1 「異動区分」、「届出項目」欄については、該当する番号に○を付してください。

2 ここでいう常勤とは、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」第二の2の(3)に定義する「常勤」をいう。

3 それぞれの要件について根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

平成 年 月 日

福祉専門職員配置等加算に関する届出書

1 事業所・施設の名称			
2 異動区分	1 新規	2 変更	3 終了
3 届出項目	1 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 2 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)		

4 社会福祉士等の状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">① 生活支援員等の総数(常勤)</td> <td style="width: 50%;">人</td> </tr> <tr> <td>② ①のうち社会福祉士等の総数(常勤)</td> <td>人</td> </tr> </table>	① 生活支援員等の総数(常勤)	人	② ①のうち社会福祉士等の総数(常勤)	人	→ ①に占める②の割合が25%以上	有・無
① 生活支援員等の総数(常勤)	人						
② ①のうち社会福祉士等の総数(常勤)	人						
5 常勤職員の状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">① 生活支援員等の総数(常勤換算)</td> <td style="width: 50%;">人</td> </tr> <tr> <td>② ①のうち常勤の者の数</td> <td>人</td> </tr> </table>	① 生活支援員等の総数(常勤換算)	人	② ①のうち常勤の者の数	人	→ ①に占める②の割合が75%以上	有・無
① 生活支援員等の総数(常勤換算)	人						
② ①のうち常勤の者の数	人						
6 勤続年数の状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">① 生活支援員等の総数(常勤)</td> <td style="width: 50%;">人</td> </tr> <tr> <td>② ①のうち勤続年数3年以上の者の数</td> <td>人</td> </tr> </table>	① 生活支援員等の総数(常勤)	人	② ①のうち勤続年数3年以上の者の数	人	→ ①に占める②の割合が30%以上	有・無
① 生活支援員等の総数(常勤)	人						
② ①のうち勤続年数3年以上の者の数	人						

備考1 「異動区分」、「届出項目」欄については、該当する番号に○を付してください。

2 ここでいう常勤とは、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」第二の2の(3)に定義する「常勤」をいう。

3 ここでいう生活支援員等とは、  
○療養介護・生活介護・自立訓練(機能訓練)にあつては、生活支援員  
○児童デイサービス事業所にあつては、加算(Ⅰ)においては、指導員、加算(Ⅱ)においては、指導員又は保育士  
○共同生活介護にあつては、世話人又は生活支援員  
○自立訓練(生活訓練)にあつては、生活支援員又は地域移行支援員  
○就労移行支援にあつては、職業指導員、生活支援員又は就労支援員  
○就労継続支援A型・B型にあつては、職業指導員又は生活支援員  
○共同生活援助にあつては、世話人のことをいう。

4 加算(Ⅰ)にあつては、「社会福祉士等の状況」、加算(Ⅱ)にあつては、「常勤職員の状況、勤続年数の状況」にそれぞれ対応しているため、「有・無」欄に算定できる場合は「有」に、算定できない場合は「無」に○を付して下さい。

PS63・・・施設外支援 当月が施設外支援 累計を超えています

【対象サービス】  
就労移行支援、就労継続支援、

(考えられる原因)

サービス提供実績記録票の「施設外支援 当月」の値が「施設外支援 累計」の値を超えている。又は、当月の入力はあるが、累計に入力がない。

例:簡易入力システム【就労移行支援サービス提供実績記録票】入力画面

合 計				
サービス提供実績				
訪問支援特別加算		食事提供 加算	施設外支援	
提供回数	算定回数		当月	累計
1回	1回	7回	1日	13日/180日

当月分を含む、累計の算定日数を入力する

注意 施設外支援は、原則年間180日を限度とされてるため、簡易入力システムにおいては、180日を超えて入力できない仕様となっているが、特例（障発第0402001号 5施設外支援について（5））の場合は年間180日を超えて請求可能とされている。簡易入力システムでは、その場合、累計日数欄は空白とする対応であったが、平成22年5月請求時までには180日を超えて入力可能となるよう改修予定である。

現状の国保連合会の点検においては「警告」としているが、平成22年7月点検時より、「エラー」とするため、市町村審査において実績記録票と請求明細書の不一致により、対象の請求明細書も「返戻」となり、事業所へ支払いされない可能性がある。

## ○警告減少に向けた取組みについて

- 警告件数は平成21年12月処理の状況を見ると、全体的には減少傾向にあるが、依然として減少幅が少ない都道府県もあるところ。  
については、今後も引き続き、台帳整備等により警告減少に取り組むようお願いしたい。
- 台帳整備においては、別冊資料を参考とし、特に件数の多い項目について重点的に台帳整備を行うようお願いしたい。

# 都道府県別 請求明細書(障害福祉サービス) 警告コード件数状況

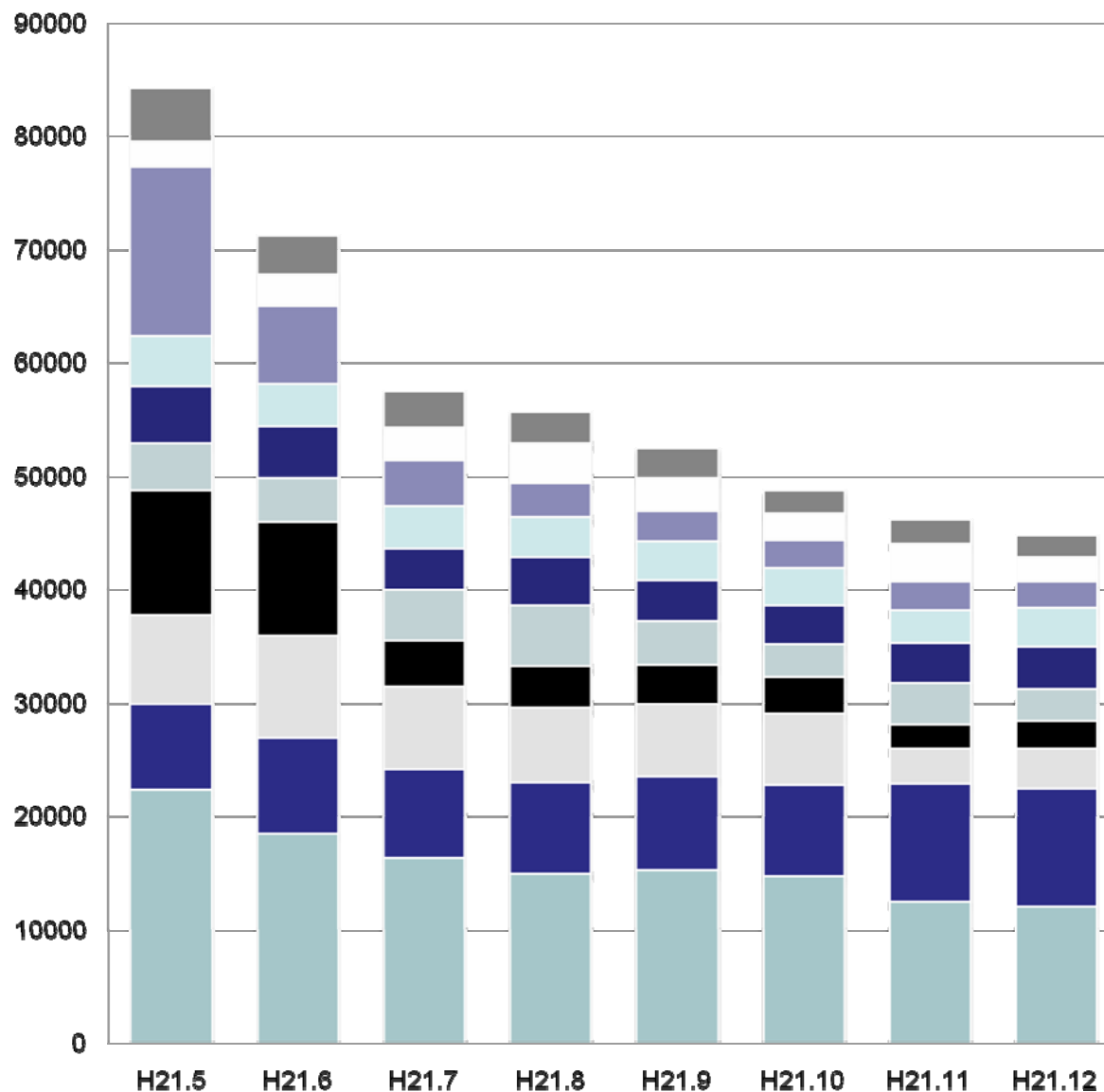
参考資料2

都道府県	平成21年10月処理分			平成21年11月処理分			平成21年12月処理分				都道府県	平成21年10月処理分			平成21年11月処理分			平成21年12月処理分		
	警告コード 件数	うち緊急対応 警告件数	うち第1段階 移行警告件数	警告コード 件数	うち緊急対応 警告件数	うち第1段階 移行警告件数	警告コード 件数	うち緊急対応 警告件数	うち第1段階 移行警告件数			警告コード 件数	うち緊急対応 警告件数	うち第1段階 移行警告件数	警告コード 件数	うち緊急対応 警告件数	うち第1段階 移行警告件数	警告コード 件数	うち緊急対応 警告件数	うち第1段階 移行警告件数
北海道	5,195	3,461	118	5,507	3,873	154	5,615	3,937	221		滋賀県	4,077	2,654	89	3,559	2,241	74	3,727	2,274	149
青森県	1,167	599	68	1,175	629	13	1,046	481	2		京都府	6,718	4,002	201	6,371	3,800	268	6,658	3,819	186
岩手県	1,950	1,315	26	1,540	950	129	1,204	767	0		大阪府	15,464	8,153	302	14,997	7,488	394	17,221	9,511	553
宮城県	2,246	1,292	169	2,409	1,307	69	2,016	1,037	20		兵庫県	5,623	2,964	11	4,944	2,368	5	5,305	2,811	26
秋田県	1,761	1,491	77	784	546	88	633	431	69		奈良県	1,969	897	17	1,595	752	6	1,952	1,029	39
山形県	849	560	3	876	573	6	856	632	10		和歌山県	2,483	773	0	2,550	724	15	2,549	786	48
福島県	1,087	619	3	894	398	0	761	354	1		鳥取県	421	208	10	409	202	22	410	191	0
茨城県	2,215	1,493	189	1,377	742	8	1,488	833	2		島根県	956	741	127	1,622	1,361	373	1,985	1,716	260
栃木県	1,420	942	2	974	546	3	942	537	20		岡山県	953	423	1	928	434	11	1,716	1,119	1
群馬県	851	465	0	841	474	0	842	496	0		広島県	3,424	2,525	328	3,397	2,357	190	3,275	2,234	220
埼玉県	4,614	2,673	15	4,838	2,845	72	3,769	1,949	55		山口県	1,410	616	0	1,276	442	5	795	288	4
千葉県	3,448	2,290	80	3,873	2,575	289	3,487	2,344	229		徳島県	770	472	21	637	236	8	585	228	4
東京都	11,009	5,250	23	11,409	5,783	75	9,441	4,022	35		香川県	691	448	2	804	559	12	788	516	1
神奈川県	9,619	5,882	370	10,780	7,127	235	9,949	6,356	180		愛媛県	731	464	4	974	691	38	694	426	14
新潟県	1,687	1,230	101	1,991	1,462	118	1,390	874	89		高知県	882	673	1	1,055	824	110	1,134	907	136
富山県	387	240	1	462	266	6	445	261	2		福岡県	3,083	1,533	15	3,250	1,950	163	3,819	2,489	209
石川県	655	503	29	396	259	18	452	307	74		佐賀県	414	254	2	394	207	1	262	134	0
福井県	1,483	1,054	6	1,415	1,061	7	1,108	843	38		長崎県	1,052	633	44	1,133	709	44	1,116	676	93
山梨県	671	516	0	423	286	2	375	197	2		熊本県	1,079	583	6	905	495	4	894	449	5
長野県	1,587	951	17	1,678	1,075	26	1,182	649	2		大分県	989	619	5	732	438	3	462	219	2
岐阜県	504	265	5	484	173	1	481	175	4		宮崎県	1,051	722	17	937	581	27	1,077	752	40
静岡県	2,580	1,630	271	1,707	945	8	1,895	1,054	135		鹿児島県	1,694	789	6	1,373	594	3	1,174	478	5
愛知県	4,894	3,054	120	4,734	2,998	134	4,833	2,936	153		沖縄県	1,306	916	1	1,069	666	48	1,037	559	1
三重県	1,600	884	13	1,516	1,020	13	1,278	773	3		合計	120,719	70,721	2,916	116,994	68,032	3,298	114,123	65,856	3,342

平成21年12月処理分 都道府県別請求明細書(障害福祉サービス) 警告コード件数状況  
(緊急対応分上位10コード)

警告コード	都道府県別										警告コード	都道府県別									
	PA31	PP20	EL04	PP09	PP15	EG27	PA69	PA02	PP04	EE28		PA31	PP20	EL04	PP09	PP15	EG27	PA69	PA02	PP04	EE28
北海道	1,086	586	81	203	220	105	193	192	23	43	滋賀県	94	633	187	155	48	43		131	20	190
青森県	117	93	27	20	56	31		2	2	6	京都府	457	406	380	135	137	281	74	317	178	107
岩手県	148	103	23	23	29	32	43	27	36	3	大阪府	1,931	1,285	1,067	581	439	346	201	346	381	273
宮城県	52	185	30	75	21	98	69	14	128	107	兵庫県	644	482	196	123	143	111	185	120	103	32
秋田県	110	57	8	6	12	17	22	7	4	47	奈良県	96	224	16	36	117	99	30	9	93	54
山形県	90	137	47	13	33	38		4		195	和歌山県	124	151	28	31	29	61	1	4	9	7
福島県	1	84	22	28	7	37			42	7	鳥取県	14	25	13	28	8	15			4	37
茨城県		77	108	51	28	39	355		11		島根県	715	46	37	66	18	3	17	8	2	40
栃木県	108	123	29	28	7	17	1	7	8	2	岡山県	438	108	10	63	126	22		7	18	17
群馬県	174	38	6	28	118	15		2	4	10	広島県	198	422	122	114	63	37	85	112	55	40
埼玉県	175	346	178	83	82	130	61	8	92	64	山口県	40	64		27	4	22			52	
千葉県	385	381	86	115	107	79	171	51	46	85	徳島県	25	47	28	12	4	10				1
東京都	37	1,071	155	325	606	319	94	24	311	7	香川県	3	98	5	54	23	3			22	3
神奈川県	1,802	596	200	230	388	132	461	579	133	155	愛媛県	16	137	14	30	13	27		70		30
新潟県	57	153	24	31	18	35	33	32	7	70	高知県	277	19	5	14	5	23	151	36		6
富山県	1	85	13	46	15	13			3	13	福岡県	1,049	223	32	104	172	77	75	15	49	9
石川県	1	68	2	27	10	17		1		7	佐賀県		31	3	27	10	12	1	1		
福井県	127	73	13	17	11	31	2	46	11	78	長崎県	60	52	22	54	12	59		30	8	31
山梨県	1	54	2	19	4	36			20	2	熊本県	1	89	11	35	42	61			27	16
長野県	11	149	32	74	29	38		1	25	34	大分県	6	56	3	18	5	4		7		
岐阜県		50	18	16	7	9		1	12		宮崎県	236	118	60	37	52	23	53	23	3	8
静岡県	70	128	72	50	114	43	27		64	27	鹿児島県	8	111	22	38	5	51	1		62	1
愛知県	709	559	194	152	43	88	33	50	86	40	沖縄県	124	190	10	27	12	41	2			
三重県	193	147	20	40	17	45		8		29	合計	12,011	10,360	3,661	3,509	3,469	2,875	2,441	2,292	2,154	1,933

## 主な警告コード上位件数の推移(平成21年5月～平成21年12月受付分)



(緊急対応分上位10コード)

- EE28(利用日数に係る特例の届出がありません)
- PP04(支給量: サービス提供量、契約支給量の合計が決定支給量を超過)
- PA02(受付: 人員配置区分の算定要件を満たしていません)
- PP15(支給量: 明細書のサービスに該当する実績記録票がありません)
- EL04(受付: サービス終了年月日とサービス提供年月の関係が不正です)
- EG27(資格: サービス提供量が決定支給量を超えています)
- PA69(受付: 人員配置体制加算の算定要件を満たしていません)
- PP09(支給量: 総費用額が上限額管理結果票と明細書で不一致)
- PP20(支給量: 明細書に該当する上限額管理結果票が届いていません)
- PA31(受付: 定員区分の算定要件を満たしていません)